

第 16 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月9日(水)午後3時00分～3時35分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 金子 節夫
 - 2番 島田 信成
 - 3番 中野 文子
 - 4番 高田 洋子
 - 5番 齊藤 澄博
 - 6番 横山 宏
 - 7番 松島 章倫
 - 8番 横山 正行
 - 9番 中村 政五郎
 - 10番 小林 修
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 課長補佐 國府田 諭 主事 茂木 智哉
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 第47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第49号 農用地利用集積計画(案)の決定について
 - 第3 報告
 - 第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	<p>それでは只今から、第16回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。</p>
事務局長（金井）	<p>只今の出席委員数は、10名で御座います。</p>
会長（横山）	<p>事務局の報告の通り、本日出席の委員は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第16回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号2番島田信成委員、議席番号3番中野文子委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案第47号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第47号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和6年10月9日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、「申請地は昭和50年頃から寺の敷地として利用している土地です。この度、農地法の許可を受けていないことが分かりましたので、追認となってしまいますが農地法の許可を申請いたします。」とのことです。転用目的は、「寺院敷地の拡張（追認）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては1ページから4ページを参照して下さい。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>7番松島章倫委員</p>
7番（松島）	<p>7番松島です。10月7日に3班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料の1ページ、付近状況図は2ページから3ページを参照してください。</p>

7番 (松島)	<p>申請地は既に高源寺の駐車場や寺の敷地として利用されています。農地区分は第一種農地と判断されますが、既存敷地の2分の1未満の拡張のため、不許可の例外として認められます。3班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会長 (横山)	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>2番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号2番。申請人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、「農地法の許可を得ずに、線引き前から宅地として利用していること、また申請人の敷地は建築基準法の道路に接道していないことも判明しました。本来は違反部分は一度除却して新たに建築物を建築すべきものであるが、経済的に厳しいため現在の建物を利用したいと思います。」とのことです。転用目的は、「一般住宅用地(追認)」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては5ページから8ページを参照して下さい。以上です。</p>
会長 (横山)	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>3番中野文子委員</p>
3番 (中野)	<p>3番中野です。10月7日に3班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字中野字諏訪原地内、案内図は資料の5ページ、付近状況図は6ページから8ページを参照してください。申請地は邑楽中学校西側の150メートルに位置します。</p>

3番 (中野)	<p>邑楽中学校の南側の道に入ったところになります。一般住宅用の敷地内となります。農地区分はその他農地の第二種農地と判断されます。3班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会長 (横山)	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>議案第48号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。1番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案書3ページをご覧ください。議案第48号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和6年10月9日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番、譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、「現在、会社の大きな柱として再生可能エネルギー発電及び買電事業を営んでおります。発電事業を行うのに最適な場所を、自社の営業エリア内で高速道路での移動も便利な群馬県でも、日照量が多い邑楽町地区内に設置するため調査・検討を進めてきた結果、本申請地が設置面積、設置する方角、設置角度、設置高、風圧、電気線の引込状況、周囲の障害物の有無等の諸条件を満たす土地であり、地主の方との用地買収交渉も問題ない、というご返答をいただきましたので、今回の申請になりました。」とのこと。転用目的は、「太陽光発電設備設置用地(売買)」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては9ページから13ページを参照して下さい。以上です。</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>事務局の説明が終わりました、この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>9番中村政五郎委員</p>
<p>9番（中村）</p>	<p>9番中村です。10月7日、3班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字大黒地内、案内図は資料の9ページ、付近状況図は10ページを参照してください。申請地は国道354号線より北へ300メートルのところに位置しており、管理もしっかりできている状態でした。農地区分はその他農地の第二種農地と判断されます。3班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>2番について事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、「現在、会社の大きな柱として再生可能エネルギー発電及び買電事業を営んでおります。発電事業を行うのに最適な場所を、自社の営業エリア内で高速道路での移動も便利な群馬県でも、日照量が多い邑楽町地区内に設置するため調査・検討を進めてきた結果、本申請地が設置面積、設置する方角、設置角度、設置高、風圧、電気線の引込状況、周囲の障害物の有無等の諸条件を満たす土地であり、地主の方との用地買収交渉も問題ない、というご返答をいただきましたので、今回の申請になりました。」とのこと。転用目的は、「太陽光発電設備設置用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通</p>

事務局(國府田)	りです。資料につきましては14ページから18ページを参照してください。以上です。
会長(横山)	事務局の説明が終わりました、この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。
9番(中村)	<p>9番中村政五郎委員</p> <p>9番中村です。10月7日、3班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字赤堀字中山地内、案内図は資料の14ページ、付近状況図は15ページを参照してください。申請地は国道354号線の南側に位置しており、鞍掛第三工業団地から北東に500メートルにあります。農地区分は、市街地近傍小集団農地の第二種農地と判断されます。3班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と致します。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会長(横山)	<p>担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>3番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、「事務所が近いことで仕事の効率化・利便性を考え、非常に使いやすいこの場所を砕石の置場と車の駐車場として購入したく申請いたします。車で資材の搬入と回転広場が必要なため、現状では狭いことが判明したため、申請いたします。現状を考えますとこの土地以外にはありませんのでお願いいたします。」とのことです。転用目的は、「露天資材置場及び営業車置場用地(売買)」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては19ページから22ページを</p>

事務局(國府田)	参照してください。以上です。
会長(横山)	事務局の説明が終わりました、この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。
7番(松島)	<p data-bbox="533 412 788 456">7番松島章倫委員</p> <p data-bbox="491 501 1455 922">7番松島です。10月7日、3班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料の19ページ、付近状況図は20から21ページを参照してください。申請地は高源寺北の信号を北に100メートル程入ったところになります。農地として小さすぎて利用は厳しい状況でした。邑楽南地区地区計画区域内にある農地になります。3班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会長(横山)	<p data-bbox="491 972 1455 1097">担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p data-bbox="555 1142 724 1187">(挙手なし)</p> <p data-bbox="491 1232 1455 1312">無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p data-bbox="555 1357 724 1402">(挙手全員)</p> <p data-bbox="491 1447 1455 1527">挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p data-bbox="491 1572 1123 1617">4番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p data-bbox="491 1666 1455 2078">議案書5ページをご覧ください。番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。申請理由は、「弊社は狸塚地内にあり、従業員は10名です。申請地は会社敷地の南側にあり、従業員の駐車場として平成31年4月頃より使用してきました。今回、農地法の許可が取ってないことが分かりました。事務所に隣接している土地だったため、駐車場として便利に利用してしまいました。事後の申請になってしまいましたが、農地法の転用の申請をいたします。」とのことです。転用目的は、「露天駐車場用地(追認)」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議</p>

事務局(國府田)	案書記載の通りです。資料につきましては23ページから25ページを参照してください。以上です。
会長(横山)	事務局の説明が終わりました、この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。 3番中野文子委員
3番(中野)	3番中野です。10月7日、3班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料の23ページ、付近状況図は24ページを参照してください。申請地は国道354号線、狸塚南信号の角となります。農地区分は、その他農地の第二種農地と判断されます。3班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。委員の皆様のご慎重審議をよろしくお願い致します。以上です。
会長(横山)	担当委員から現地調査の報告が終わりました、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 (挙手なし) 無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。 議案第49号、農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題いたします。先に、議事日程と一緒に配布しました、「令和6年度11月 農用地利用集積計画(案)」について、農業振興課より、説明を願います。
廣島(農業振興課)	それでは令和6年度11月農用地利用集積計画についてご説明します。農用地利用集積計画(案)をご覧ください。新規3年から再設定10年、また、中間管理機構を通じた貸し借りや、所有権移転等の区分がございますが、各区分の面積については、表の通りとなっております。また、各区分の面積を合計したものが、一番下の合計欄の通りとなります。 次に、令和6年11月1日現在利用権設定状況(予定)をご覧ください。各項目における数値は記載の通りであり、農地集

<p>廣島（農業振興課）</p>	<p>積率については、前回比で0.99%の増となりました。以上、ご報告申し上げます。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>農業振興課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>ないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。この「令和6年度11月 農用地利用集積計画（案）」について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>よって、本件は原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議事日程第3、報告第17号。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について議題とします。1番から3番まで事務局より一括して報告をお願いします。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。報告第17号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和6年10月9日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては26ページを参照してください。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては26ページを参照してください。</p> <p>つづきまして、議案書7ページをご覧ください。</p> <p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては議案書記載の通りです。転用目的は、「貸家住宅用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載の通りです。資料につきましては27ページを参照してください。以上、報告といたします。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第16回邑楽町農業委員会総会を閉会します。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和6年10月9日

邑楽町農業委員会 会長 横山 正行

委員 島田 信成

委員 中野 文子